

税務あれこれ⑩

中小企業倒産防止共済について

Q. 同じ様に会社を経営する友人より取引先が倒産した場合に備えて、何らかの保険を掛けておく必要性を滾々と聞きました。中でも彼の言っていた、国が運営しているという倒産防止共済についての加入を検討しようと思いますが、どんな内容なのか教えてください。

A.

中小企業倒産防止共済は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営している共済で、主に以下のような特徴があります。

1. 最高で3200万円の貸付が受けられる

倒産や売掛金の回収不能などについて、回収不能額と3200万円のいずれか少ない金額まで5年以内で借入する事が可能です。

2. 共済掛金は全額損金又は必要経費

毎月の共済の掛金は、5,000円から80,000円まで自由に選択でき、当該掛金は会社の場合は、損金に、個人事業の場合は必要経費になります。なお、掛金の累計が320万円まで。

3. 一時貸付金

取引先が倒産等していなくても、臨時的な事業資金として解約手当金の範囲内で融資を受ける事ができます。

4. 解約手当金

掛金は支払ったらもう帰って来ないのかというと、そうではありません。

掛金の納付月数によって、また任意で解約する場合、理由があつて解約する場合、解約させられる場合によって帰ってくる金額が変わります。

通常は40ヶ月（3年4カ月）以上の期間掛けていると、100%帰ってきます。

但し、帰ってきた解約手当金は、支払った時とは逆で、会社の場合は益金に、個人事業の場合は雑収入になります。



税金を払うぐらいならリスクヘッジしておこうという経営者が多い様です

税務レポート 2011.3.1号

税理士法人CFTパートナーズ

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : mail@cft-partners.jp <http://www.cft-partners.jp>